

非常変災時学校対応ガイドライン

東日本大震災から10年が過ぎました。保護者と学校、地域住民が一体となって子供たちの安全を守るために、「ガイドライン」の見直しを図りました。複数の河川が近い地域性も考え、非常変災時（台風や地震など）における対応について、市川市教育委員会HPとともにご確認いただきますようお願いいたします。

1 台風・異常気象への対応について

(1)千葉県北西部(市川市)に、下に掲げる5種類のいずれか一つでも発令された場合

■■特別警報(全て)、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、警戒レベル4(市川市発令)以上

- ①午前6時の時点で上の警報等が一つでも発令されている場合、連絡があるまで「自宅待機」
- ②午前7時までに、学校から連絡メールで各家庭に「臨時休校」あるいは「登校を遅らせる」等の対応を連絡する ※この場合、学校の状況に応じて給食を中止にすることもある



(2)上記以外の対応

■■洪水警報、高潮警報

- ①午前6時の時点で上の警報が一つでも発令されている場合、連絡があるまで「自宅待機」
- ②「休校」「登校を遅らせる」場合は、午前7時までに連絡メールで各家庭に連絡する

■■大雨警報

- ①原則、通常どおりの登校とする
- ②自宅周辺の状況によっては、安全を優先し、家庭判断で登校を遅らせても構わない（要連絡）

(3)登校後(在校中)に、下に掲げる警報が発令された場合

■■特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報

- ①状況に応じて、引き渡しや学校待機など、安全を考慮した適切な措置を講じる

* 前日から、または午前6時の時点で「警報」が発令されている場合は、

朝の諸活動（部活動を含む）は中止します。

* 「臨時休校」の場合、放課後保育クラブ・放課後子ども教室は「閉所」となります。

本校では、「SchIT Mail(スキットメール)」を非常変災時における唯一の連絡手段とします。必ずご登録ください。



2 地震への対応について

(1)千葉県北西部に、「震度5弱」以上の地震が発生した場合

- ①在宅中(登校前)に発生した場合は、「自宅待機」する
- ②在校中(登校後)に発生した場合は、「学校待機」の後、「引き渡し」実施を基本とする ※原則として、震度4以下では引き渡しを行いません
- ③登下校中に発生した場合は、安全な場所に「一時避難」してから、危険な場所を避け、「学校か自宅のいずれか近いほうに避難する」よう家庭でお子さんと確認をする